

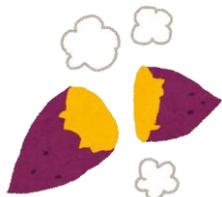


ジェフリー通信

すずか

2021

9月



「ジェフリーすずか通信」はホームページでもご覧になれます。

<https://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/>



三重県パートナーシップ宣誓制度が開始されます！

三重県では、性的指向・性自認にかかわらず、地域に根ざし、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりとして、三重県パートナーシップ宣誓制度を令和3年9月1日から開始します。

パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したお2人（一方又は双方が性的少数者）に対して、県が宣誓書受領証等を交付する制度です。

宣誓の対象者

- 成年に達していること
- 現在婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップ宣誓をしていないこと
- 近親者でないこと（パートナー関係に基づいた養子縁組を除く）
- いずれか一方が県内に住所があるか、県内への転入を予定していること



※詳細については、三重県のホームページをご覧ください。

【パートナーシップ宣誓制度に関するお問い合わせ先】

三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課

〒514-8570 津市広明町 13 番地

Tel : 059-224-2225 Fax : 059-224-3069

E-Mail : iris@pref.mie.lg.jp

三重県パートナーシップ宣誓制度ページ



おしごと広場みえ 女性のための就職相談

出産・育児・介護等の理由で仕事を離れ、再就職を目指したい。正社員で働きたいけれど、家事や子育てとの両立が心配…。働きたい女性の就職に関する悩みの解決をサポートします！

場所 子育て支援センターりんりん

【〒510-0261 鈴鹿市御園町 4135-124】

開催日 令和3年9月15日（水）

開催時間 10:00~15:00



オンライン相談もOK!

場所 おしごと広場みえ

開催日 第1月曜日・第3水曜日

開催時間 10:00~17:00

お問合せ・お申込みは

Jobcafe
おしごと広場みえ

〒514-0009 津市羽所町 700 番地アスト津 3 階

Tel:059-222-3309 Fax:059-222-3301

開所日時 月~金 9時から18時まで（年末年始、祝日除く）



【主催】 三重県

【運営】 公益財団法人三重県労働福祉協会
（おしごと広場みえ）

【共催】 鈴鹿市男女共同参画課

育児・介護休業法が改正されました！

厚生労働省の雇用均等基本調査によると、2020年度の男性の育休取得率が12.65%と、前年度より5.17ポイント増え、1996年から始まった調査の中で、過去最高の数字となりました。

さらに国は男性の育児休業取得率を2025年までに30%とする目標を掲げています。その男性の育児休業をより取りやすくするため、2021年6月改正「育児・介護休業法」が成立しました。

今回は2022年4月から段階的に施行される育児・介護休業法の改正ポイントについてご紹介します。

① 男性版産休「出生時育休制度」を新設！

	新制度（男性版産休）	現行の育休制度
対象期間と取得可能日数	子どもの出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子どもが1歳になるまでの最長1年間（2歳までに延長可能）
分割取得	分割して2回取得可能	原則分割不可 →今回の改正で分割して2回まで取得可能
申請期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで
休業中の就業	労使協定を結んでいる場合のみ、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可

男性版産休（出生時育児休業）は子どもが生まれてから8週間以内に最大4週間の休みを1回または2回に分けて取得できる制度で、現行の育休制度と併せて利用することができます。

今回の改正では、現行の育休制度についても4週間の育休を2回に分けて取得できるようになったため、新制度と合わせると最大4回に分けて男性がまとまった休みを取れるようになりました。



② 通常の育児休業制度の利用が2回まで分割取得可能

①でも述べたように、原則分割不可であった現行の育児休業を、2回に分けて取得できるようになります。また、保育所に入所できないなどの理由で1歳以降も育休を延長する場合、従来は育休開始日が1歳・1歳半の時点に限定されていたのに対し、法改正により各期間からの途中からでも育休の夫婦交代（途中からの取得）が可能になります。①と②の内容をまとめると右上の図のとおりです。

お勧め図書のお知らせ



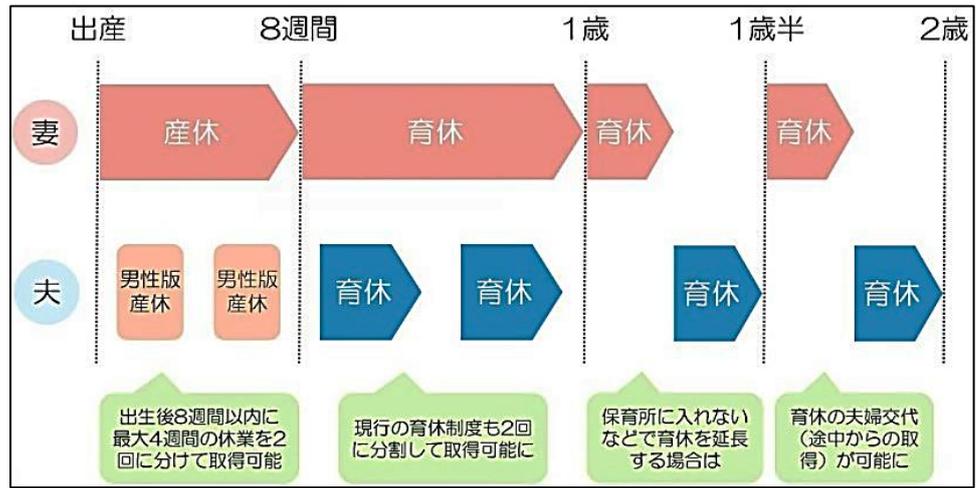
【男性育休の困難 取得を阻む「職場の雰囲気」】 著：齋藤早苗（青弓社）

なぜ仕事を優先することが正当化され、男性育休は職場の逸脱と見なされるのか。長時間労働の経験をもつ社員にインタビューし、仕事と私生活をめぐる時間意識の観点から「職場の雰囲気」を可視化して、男性の育休取得を困難にしている職場のあり方を照射する。

「鈴鹿市男女共同参画センター」では、男女共同参画に関する本をはじめ、様々なジャンルの本の貸し出しを行っています。

おひとり5冊まで、2週間貸し出します。どうぞ、気軽にご利用ください。

制度の改正により 実現できる休み方



③ 事業主に産休や育休制度の周知、取得の意思確認を義務付け

新旧両制度の育児休業に関して、育休を取得しやすい雇用環境の整備（研修・相談窓口設置等）と、妊娠・出産（本人または配偶者）を申し出た労働者に対して個別に育休制度について周知・制度の取得意向の確認を事業主に義務付けています。

また、育児休業の取得を控えさせるような形での周知・意向確認は認めないとされています。

④ パートなどの有期雇用労働者に対する取得要件を緩和

有期雇用労働者、パートや契約社員などの非正規労働者の育児・介護休業の取得要件が緩和され、無期雇用労働者と同じ扱いになります。

改正前

- (育児休業の場合)
- (1)引き続き雇用された期間が1年以上
 - (2)1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

改正後

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
※無期雇用労働者と同様の取り扱い
(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)



⑤ 男性従業員の育児休業取得率の毎年公表を義務付け

従業員1,000人以上の企業は、育児休業などの取得状況を公表することが義務付けられます。具体的な公表内容は男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」となる予定です。従来はプラチナくるみん企業のみが公表されていたのに対し、改正後は公表対象の企業が一気に増えることになります。

HR NOTE より一部引用・抜粋

生理用品を無料で受け取れます！

公共施設の個室トイレに、生理用品を無料で提供する設備を設置します。個室トイレ内に設置されたディスペンサーへ無料のアプリをダウンロードしたスマートフォンを近づけると、ディスペンサーの取り出し口から生理用品を受け取ることができるものです。

市役所を含む8つの公共施設に、順次整備していきます。

※窓口での生理用品の無料配布は継続して実施しています。



さんかくまめちしき 防災備蓄

9月1日の防災の日は地震、台風、津波等の災害についての認識や理解を深め、それらの災害に対処する心構えを準備する日とされています。

みなさんは普段から非常食などの備蓄をされていますか？災害発生時、公的な支援物資が素早く届くとは限りません。また、コンビニなどのお店に人が殺到し、商品がすぐに無くなってしまいう可能性もあります。そのため、家庭で非常食等の防災グッズを備えることはとても重要です。備蓄は3日分あれば十分と言われていますが、近年甚大な被害を及ぼす災害が増えているため、1週間以上の備蓄が望ましいとされています。普段から防災のために特別なものを用意するのではなく、普段の生活の中で利用している食品で、気軽に備えるようにしてみましょう。

食料・飲料・生活必需品などの備蓄の例(人数分用意しましょう)

- 飲料水 3日分 (1人1日3リットルが目安)
- 非常食 3日分の食料として、ご飯(アルファ米など)、ビスケット、板チョコ、乾パンなど
- トイレトペーパー、ティッシュペーパー・マッチ、ろうそく・カセットコンロ など

※ 大規模災害発生時には、「1週間分」の備蓄が望ましいとされています。
 ※ 飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておく、などの備えをしておきましょう。



首相官邸ホームページより一部引用

女性のための電話相談

9月 September 2021

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

○：相談日

059-381-3118(直通)

相談日：毎週火・木・金曜日

(第4金曜日・休館日を除く)

時間 10:00~12:00(午前)

13:00~16:00(午後)



- 女性の相談員が対応します。
- 相談は無料です。
- 相談内容などの秘密は厳守します。
- 必要に応じ、面接相談、市役所担当課等をご案内します。
- 話し中の場合は、時間をおいておかけ直してください。

鈴鹿市男女共同参画センター
 (愛称：ジェフリーすずか)



〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号

(かんべ再開発ビル3階)

TEL059-381-3113 FAX059-381-3119

E-mail danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

ジェフリーすずか 検索

